○近畿地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

近畿地方整備局長　山田　邦博

九	路線名	供用の区間	縦覧場所
	号福知山市長田野町一丁目三〇番一地内	近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所	

供用開始の期日　平成二十七年十月三十日

○沖縄総合事務局告示第三十四号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十七年十月三十日

沖縄総合事務局長　久保田　治

一	登録小型船舶教習施設の名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
	（変更前）
	田芋　正憲
	沖縄県浦添市牧港３丁目２４番１号
	（変更後）
	株式会社オーシャン・パーティー
	代表取締役　田芋　正憲
	沖縄県宜野湾市字地泊６０８番地
二	登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
	（変更前）
	オーシャンパーティー
	沖縄県宜野湾市字地泊６０８番地
	（変更後）
	株式会社オーシャン・パーティー
	沖縄県宜野湾市字地泊６０８番地

官庁発表

国家試験

平成27年不動産鑑定士試験合格者

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第９号）第５条第１項の規定により平成27年不動産鑑定士試験に合格した者を次のとおり公告する。

平成27年10月30日

国土交通省土地鑑定委員会委員長　井出多加子

受験番号	氏名	受験番号	氏名
（試験地　東京都）			
1015	南　寛章	1338	平子　剣士
1023	五島　洋	1351	内田　裕樹
1037	冨田　毅	1364	髙橋　佑介
1039	山田　光栄	1372	村部　裕哉
1040	須藤　智哉	1374	谷﨑　将
1048	石塚　伸宏	1384	久保　唯
1062	横山　進也	1386	北岡　琢也
1088	堀口由紀子	1399	山谷　弘幸
1102	関口　晶太	1434	大坪　嘉章
1124	金子　義明	1458	軽部　拓朗
1127	近藤　大	1460	友髙　祥
1128	磯貝　晃良	1463	中村　将也
1134	竹内　強	1465	喜如嘉秀人
1145	北島　幸樹	1483	堀　祐樹
1157	山田　浩二	1484	川元　真理
1179	須田　徹	1500	佐々木　健
1181	田上　真衣	1532	前田　将
1187	松井　淳	1557	長谷川恵史
1200	近藤　悠	1558	野村　彰
1202	長谷川武彦	1566	加藤慎太郎
1207	軍司　康晴	1574	藤原　康紀
1219	小川　征誠	1578	狩野　希望
1220	横田　伶緒	1587	瀧下　卓也
1223	菊次　章史	1589	栗城　秀郎
1228	川崎　徹	1612	大橋　潤子
1234	小山内彩乃	1618	堀池　真吾
1238	山本　宗寛	1624	山田　春香
1248	赤坂　祐介	1625	西園　文人
1250	箱山　哲	1638	鷲北順一郎
1252	森川　幸雄	1641	阿邊　宏子
1274	森本　幸樹	1642	田中　卓
1324	片岡　強司	1647	高城　華楠
1334	安藤　大河	1682	黒井　頌也
1336	岩月　亮		
（試験地　大阪府）			
3015	浅野　眞人	3127	大塚　隼也
3018	橋本　政徳	3131	松田　憲太
3019	和田　重樹	3134	遠藤　秀也
3024	佐野由香里	3139	新井慎太郎
3030	土屋　暁	3145	有元　泰治
3051	中田　裕之	3146	飯鳴　信悟
3059	肥後　雄介	3156	松本　和也
3060	平井　正憲	3181	今川　健
3076	近藤　孝仁	3211	能丸　将
3080	川上　慎弥	3233	入田　直子
3081	田口　幸弘	3253	安永　雅彦
3101	濵知　有生	3264	山田　恭央
（試験地　福岡県）			
4007	山田　次郎	4070	中村　圭吾
4030	刀根　宏之	4072	納　香保利
4036	長﨑　隆良	4097	俵谷　史
4037	飛永　光信	4098	谷中　覚
4046	中島　伸一		

以上　100名

公聴会

福岡空港の施設変更に関する公聴会

航空法（昭和27年法律第231号）第55条の２第３項において準用する同法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第81条第１項の規定により公示する。

平成27年10月30日

国土交通大臣　石井　啓一

1　事案の内容　平成27年国土交通省告示第1082号に係る福岡空港の施設変更について

2　日時　平成27年11月30日13時30分

3　場所　福岡国際会議場

4　主宰者　国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）

5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成27年11月13日17時までに必着するよう、郵便番号100―8918　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長に提出しなければならない。

6　傍聴　傍聴人の人数は200人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日11時00分から福岡国際会議場で行い、傍聴券を交付する。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。